

登録した印鑑を変えるには

寺院の責任役員・総代・法類・寺族は宗務庁に登録申請することにより、印鑑が登録されます。この印鑑を変更する場合は、改印申請書を提出しなければなりません。

注意事項

- (1) 住職印及び代表役員印を変更する場合は、改印申請書ではなく、住職及び代表役員印鑑登録届を使用してください。
- (2) 申請者は、改印者本人ではなく、住職（代表役員。住職が死亡その他の事由によりかけている場合は法類総代）になりますので、もし、Aという教師が5カ寺に法類として登録している場合、そのうち1カ寺の登録印を変更しても、他の4カ寺の登録印は変更されません。
- (3) 紛失の場合、ご本人の確認のため改印者の印鑑登録証明書の添付が必要となります。

添付書類

旧印鑑（本宗への登録印）がなく改印する場合：**実印の印鑑登録証明書**

旧印鑑（本宗への登録印）があり改印する場合：特別な事由がない限り不要です。

冥加料

不要

様式番号	3	申請書名	住職及び代表役員印鑑登録届
	10		改印申請書

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105